

8月(予定)から

青森県初! /

環状交差点(ラウンドアバウト)が導入されます

国道維持課☎43-9410 八戸警察署交通第二課☎43-4141(代表)

環状交差点とは、円形の交差点で環道(車両の通行する部分)を車両が右回り(時計回り)に通行し、かつ環道を通行する車両などが優先される交差点のことをいいます。道路交通法が改正され「環状交差点」として平成26年9月1日に施行されて以来、全国で69件整備・導入されています。(平成29年11月末時点)



場所

河原木字八太郎山官地地内(自衛隊八太郎山特借宿舎そば)

環状交差点の特徴

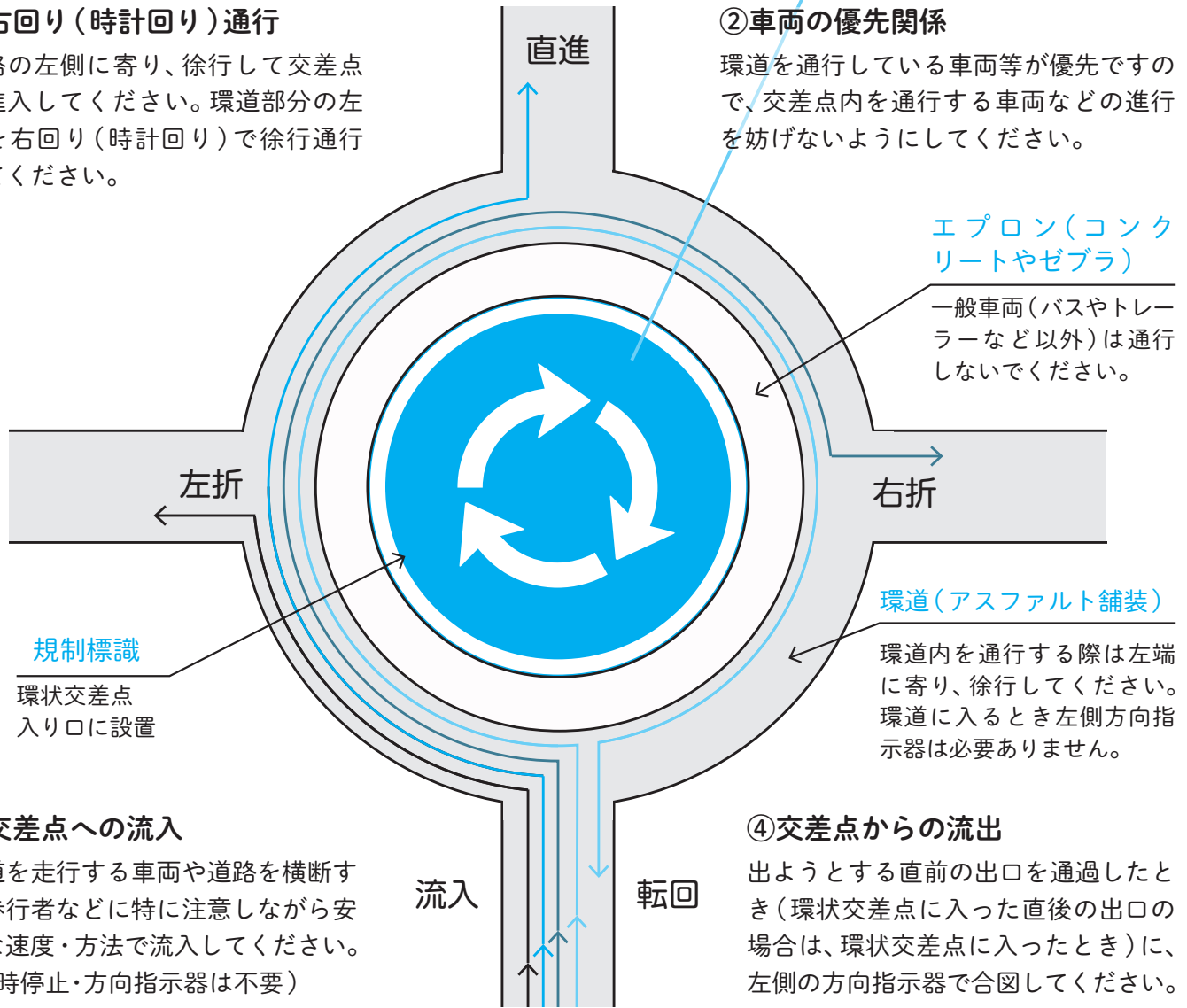
イラストは簡略化されたイメージです。この他にもさまざまな特徴があります。

①右回り(時計回り)通行

道路の左側に寄り、徐行して交差点に進入してください。環道部分の左端を右回り(時計回り)で徐行通行してください。

②車両の優先関係

環道を通行している車両等が優先ですので、交差点内を通行する車両などの進行を妨げないようにしてください。



③交差点への流入

環道を走行する車両や道路を横断する歩行者などに特に注意しながら安全な速度・方法で流入してください。(一時停止・方向指示器は不要)

④交差点からの流出

出ようとする直前の出口を通過したとき(環状交差点に入った直後の出口の場合は、環状交差点に入ったとき)に、左側の方向指示器で合図してください。

環状交差点導入までの予定

| | |
|--------|--|
| 5月 | 道路修繕工事開始 |
| 7月下旬 | 道路修繕工事完成予定 |
| 8月(予定) | 警察による規制標識更新工事予定。完了次第、規制切替とともに環状交差点供用開始(青森県第1号) |